

悠久の時の流れと共に育まれた
自然と文化がいきづく大和、
世界に誇る歴史、
遺産を次代に引継ぐことが
私達の使命です。

あすか

Asuka



安全認定

安全性優良事業所

国土交通大臣指定

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関



社団法人 奈良県トラック協会
奈良県貨物自動車運送適正化事業実施機関

〒639-1037 奈良県大和郡山市額田部北町981番地の6 TEL.0743-23-1200(代)
総務課 / FAX.0743-23-1212 業務・適正化事業課 / FAX.0743-56-2228

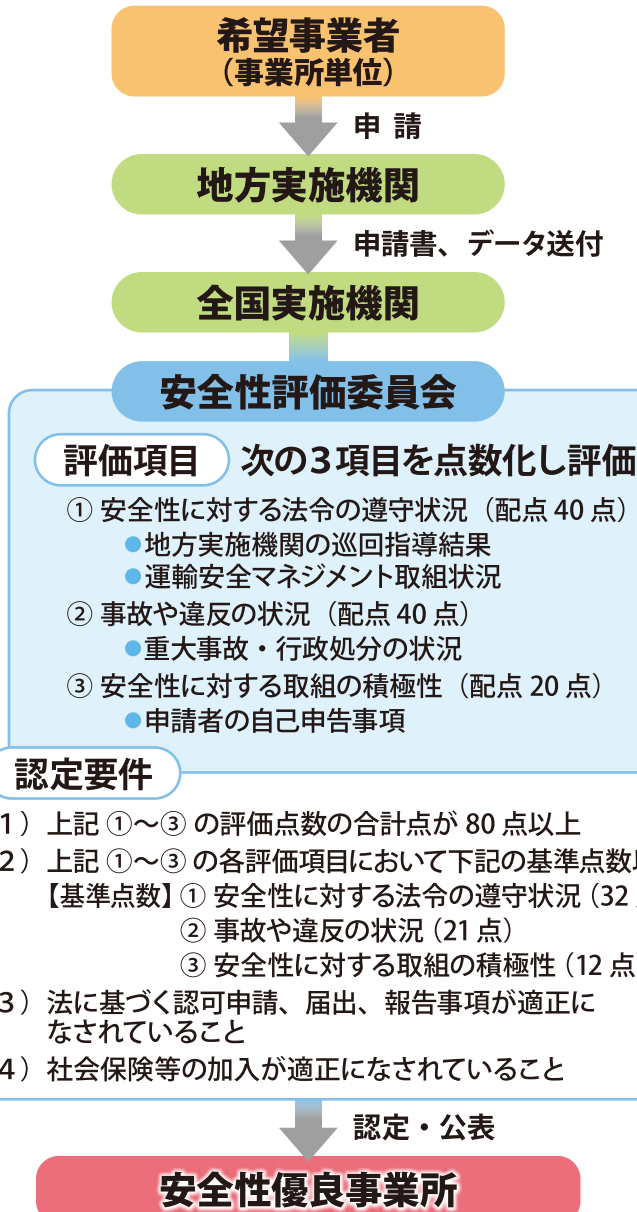
<http://narata.or.jp>

厳正かつ公正な評価で 「安全性優良事業所」が認定されています。

現在、全国で 15,197 事業所 (平成 23 年 3 月 16 日現在) のトラックが  マークを付けて走っています。



「安全性優良事業所認定制度」スキーム



● 安全性優良事業所とは

荷主企業がより安全性の高いトラック運送事業者を選びやすくするために、全国貨物自動車運送適正化事業実施機関（社団法人全日本トラック協会）が厳しい評価をし、認定した事業所です。

● 認定の対象となるのは

会社単位ではなく、事業所単位というきめ細かな認定制度となっています。認定の有効期間は 2 年間から最長 4 年間です。

● 申請書類については

申請書類等は、地方貨物自動車運送適正化事業実施機関（都道府県トラック協会）で受け付け、全国実施機関で審査を行い、安全性評価委員会で公平に評価されます。

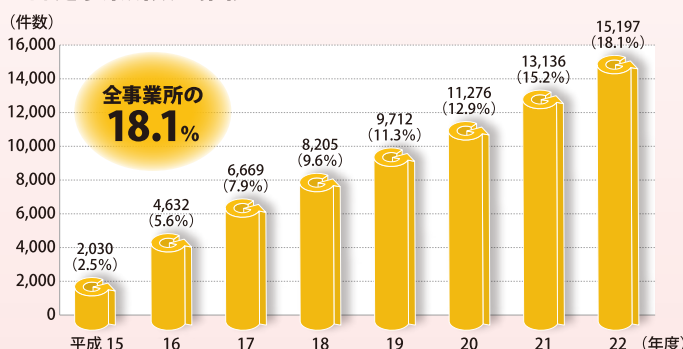
● 安全性評価委員会のメンバーは

学識経験者、労働組合関係者、荷主団体、マスコミ、一般消費者、国土交通省職員、全国実施機関担当役員で構成されています。

● 評価方法については

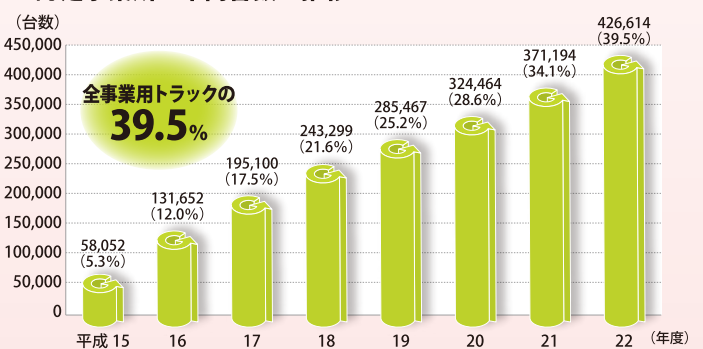
「安全性に対する法令の遵守状況」「事故や違反の状況」「安全性に対する取組の積極性」の 3 テーマに、計 38 の評価項目が設けられ、評価点数 100 点満点中 80 点以上であること。さらに社会保険等の適正加入など他の認定要件をクリアしてはじめて「安全性優良事業所」として認定されます。

■ 認定事業所数の推移



※ () 内は全国のトラック運送事業所数に占める割合
※平成 22 年度は平成 23 年 3 月 16 日現在

■ 認定事業所の車両台数の推移



※ () 内は全事業用トラック台数に占める割合
※平成 22 年度は平成 23 年 3 月 16 日現在

運行管理業務内容

■ 運行管理業務について 【過労運転の防止】

1 休憩、睡眠・仮眠施設の整備・管理・保守

ポイント

1. 事業者は、乗務員が有効に利用できるように、休憩施設及び睡眠・仮眠施設を整備しなければならない。
2. 事業者は、これらの施設を適切に管理するとともに、保守しなければならない。
3. 運行管理者は、業務として乗務員が休憩又は睡眠・仮眠のために利用する施設を常に良好であるよう計画的に適切な管理を行わなければならない。

解説

1 事業者の使命

休憩、睡眠及び仮眠施設は、過労乗務になりやすい傾向にある自動車運送事業にとって、適正な勤務時間、乗務時間を確保し、事故の防止を図るために重要なものです。このため、事業者は、乗務員が休憩時間に休憩する場合や乗務員に睡眠・仮眠を与える必要がある場合に有効に利用できるよう必要な施設を整備し、管理、保守しなければなりません。

2 乗務員とは

乗務員とは、運転者及び運転の補助に従事する従業員のことを指します。

3 運行管理者の役割

運行管理者には、事業者が整備、管理及び保守をしている休憩施設又は睡眠・仮眠施設を管理する業務があります。

4 有効に利用することができる施設とは

休憩、睡眠・仮眠施設が設けられていても、次のいずれかに該当する施設は、「有効に利用することができる施設」には該当しません。

- ① 乗務員が実際に休憩、睡眠又は仮眠を必要とする場所に設けられていない施設。
- ② 寝具等必要な設備が整えられていない施設。
- ③ 施設・寝具等が、不潔な状態にある施設。

5 施設を適切に管理するとは

事業者が休憩、睡眠・仮眠施設の状態を常に良好であるように計画的に運行管理者に管理させることをいいます。

6 保守するとは

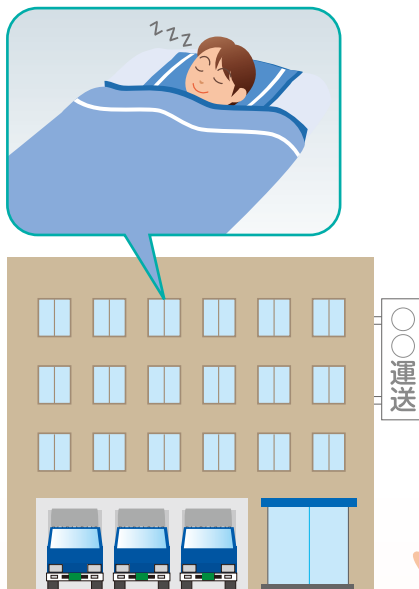
保守とは、事業者が休憩、睡眠・仮眠施設を良好に修復することをいいます。

注意!

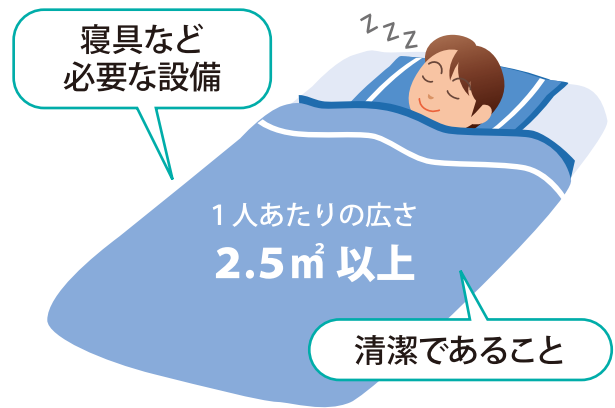
- 原則として休憩、睡眠・仮眠施設は、営業所又は車庫に併設します。
- 睡眠する場合、1人あたりの広さは、2.5㎡以上が必要です。

有効に利用できる休憩・睡眠・仮眠施設

- 原則として営業所または車庫に併設



- 睡眠・仮眠する場合の条件



運行管理者

**根拠規程**

- 貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条（過労運転の防止）第3項
- 国自総第510号「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」第3条第3項
- 国自貨第77号「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請等の処理について」

2 勤務時間と乗務時間の設定

ポイント

1. 事業者は、休憩又は睡眠のための時間及び勤務が終了した後の休息の時間が十分に確保できるように、国土交通大臣が告示で定める基準に従って、運転者の勤務時間及び乗務時間を定めなければならない。
2. 運行管理者は、事業者が定めた勤務時間・乗務時間の範囲内で乗務割を作成し、これに従って、運転者を事業用自動車に乗務させなければならない。

解説

1 運転者の勤務時間及び乗務時間の設定

事業者は、勤務時間、拘束時間、休憩時間、時間外勤務、公休、休日出勤、有給休暇等の事項を明確にし、勤務体制を確立しなければなりません。

2 勤務時間及び乗務時間の基準

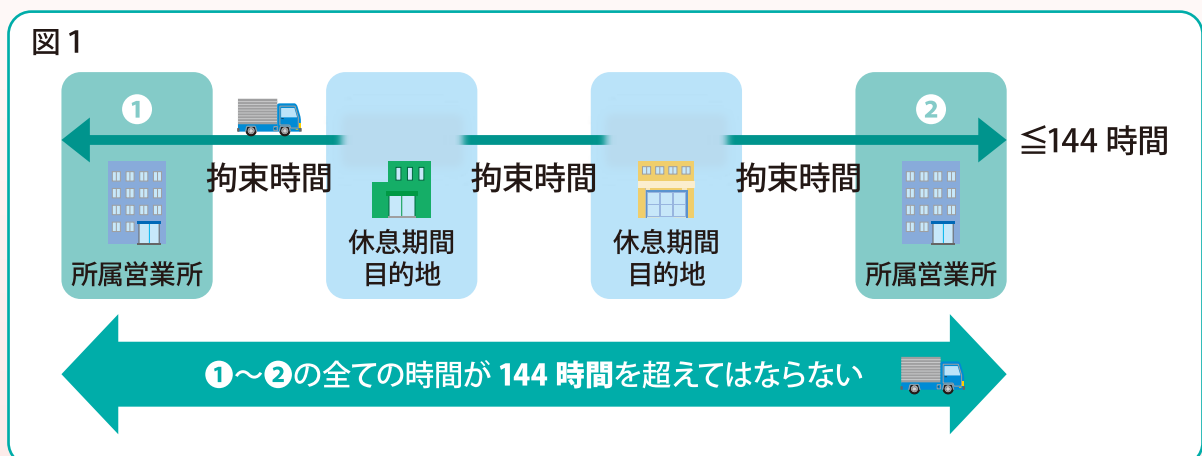
事業者が、勤務時間及び乗務時間を定める基準は、「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準（平成 13 年国土交通省告示第 1365 号）」等が適用されます。（表 1 参照 6 頁）

3 「一の運行」と運行期間の制限

① 運行期間

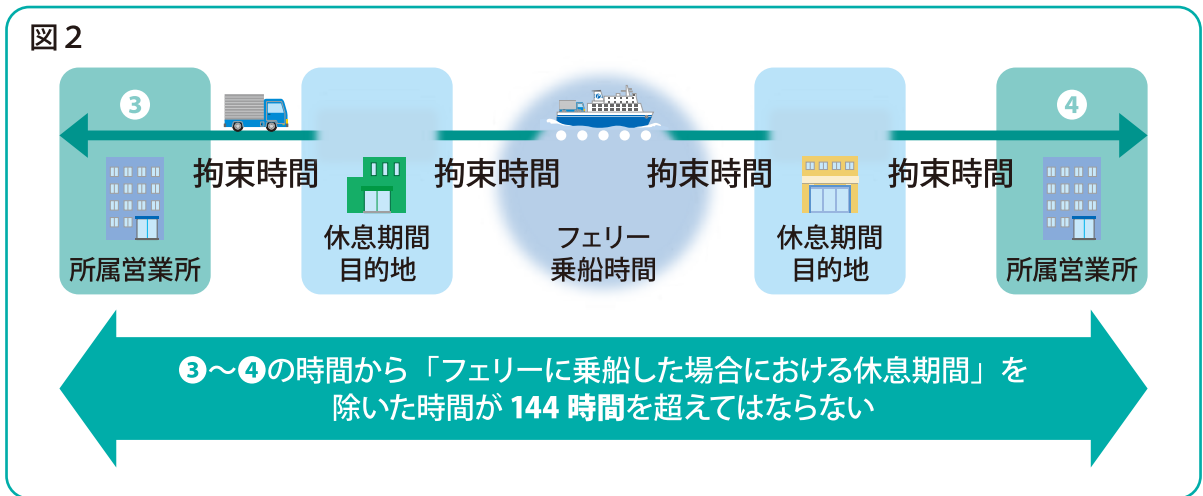
運転者が、所属営業所に出勤（出発）してから所属営業所を退社（帰着）するまでの運行を「一の運行」といい、その運行に要する時間は、144 時間（6 日間）を超えてはいけません。

これは、運転者が所属営業所を長期間離れて運行する場合の疲労の蓄積を防止する観点から、運行全体の時間を制限したものです。（図 1 参照）



② 運行途中フェリーに乗船した場合の運行期間（図2参照）

運行途中でフェリーに乗船した場合における運行期間は、乗船時間から休息期間を除いた時間（乗船中の拘束時間）が144時間を超えてはならないことになっています。



4 乗務割にあたって

運行管理者は、乗務員の過労を防止するため、深夜勤務の時間の長さ並びに深夜勤務、早朝勤務及び夜間勤務の連続等について十分に考慮し、法令で定める基準に従って事業者が定めた勤務時間及び乗務時間に係る基準に則って乗務時間の設定及び乗務調整を行う必要があります。

乗務割の作成上の留意点

- ① 前日の作業終了時からの休息期間の確認。
- ② 深夜勤務時間の確認。
- ③ 連続運転時間（深夜連続運転時間、高速道路連続運転時間を含む）と中間における休憩時間の確認。
- ④ 2週間を通じ、必ず1回休日を付与する。
- ⑤ 公休割当の作成と、周知の徹底。（公休割当は、やむを得ない事由以外は変更禁止。）
- ⑥ 長距離運行や夜間運行に際し、疲労等により安全な運転をすることができない場合の交替運転者の配置。
- ⑦ 乗務前点呼で、運転者の酒気帯び及び健康状態を把握し、酒気帯び、疾病及び疲労等による乗務の禁止。



表 1 運転者の拘束時間・休息时间・運転時間等の基準

拘束時間	基本		1 ヶ月について 293 時間以内（ただし、労使協定があるときは、1 年のうち 6 ヶ月までは 1 年間についての拘束時間が 3,516 時間を超えない範囲内において、320 時間まで延長することができる。）
			1 日については 13 時間
	最大拘束時間		1 日 最大 16 時間（ただし、15 時間を超えることができる回数は、1 週間につき 2 回が限度）
	特例	2 人乗務の場合	1 日 最大 20 時間
隔日勤務の場合		2 暦日 最大 21 時間（ただし夜間に 4 時間以上の仮眠時間を与える場合は、2 週間につき 3 回を限度に 24 時間まで延長できる。）	
休息时间	基本		勤務終了後、継続 8 時間以上
	分割する場合		1 日において、1 回 4 時間以上で合計が 10 時間以上
	特例	2 人乗務の場合	4 時間まで短縮できる。
隔日勤務の場合		勤務終了後、継続 20 時間以上	
運転時間	最大運転時間		2 日平均で 1 日 9 時間を超えないこと。 2 週間で 1 週につき 44 時間を超えないこと。
	連続運転時間		4 時間を超えないこと。

※勤務の途中でフェリーに乗船した場合は、フェリーの乗船時間のうち 2 時間（フェリー乗船時間が 2 時間未満の場合には、その時間）については拘束時間として取り扱い、その他の時間については休息时间として取り扱う。

※時間外労働は、時間外労働に関する協定届が労働基準監督署へ届出されており、上記「拘束時間」の範囲内に限る。

※休日労働は、休日労働に関する協定届が労働基準監督署へ届出されており、上記「拘束時間」の範囲内で 2 週間で 1 回を超えない場合に限る。

根拠規程

- 貨物自動車運送事業輸送安全規則第 3 条（過労運転の防止）第 4 項
- 貨物自動車運送事業輸送安全規則第 20 条（運行管理者の業務）第 1 項第 3 号
- 国土交通省告示第 1365 号「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」
- 労働省告示第 7 号「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」
- 国自総第 510 号「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」第 3 条第 4 項

3 乗務員の健康状態の把握

ポイント

1. 事業者は、乗務員の酒気帯びの有無及び健康状態の把握に努めなくてはならない。
2. 事業者は、酒気帯びの状態にある乗務員の乗務の禁止の他、常に乗務員の健康状態の把握に努め、疾病、疲労、その他の理由により安全な運転をし、又はその補助をすることができない乗務員を事業用自動車に乗務させてはならない。

解説

1 事業者の役割

- (1) 事業者は、酒気帯びの状態にある乗務員の乗務を禁止するだけでなく、乗務員の健康状態を把握し、疾病、疲労その他の理由により安全な運転、又はその補助をすることができないおそれがある乗務員を事業用自動車に乗務させてはなりません。
- (2) 事業者は、常時使用している乗務員に対して、医師による健康診断を1年以内ごとに1回（深夜業務を含むときは、6ヵ月に1回）定期的に受診させ、健康状態の把握に努めなければなりません。
- (3) 事業者は、労働者の週40時間を超える労働が1月当たり100時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められるときは、労働者の申出を受けて、医師による面接指導を行わなければなりません。
（ただし、1ヵ月以内に面接指導を受けた労働者等で、面接指導を受ける必要がないと医師が認めた者を除きます。）
- (4) 事業者は、次の①または②に該当する労働者にも、面接指導を実施する、又は面接指導に準ずる措置を講ずるよう努めなければなりません。
 - ① 長時間の労働（週40時間を超える労働が1月当たり80時間を超えた場合）により疲労の蓄積が認められ、又は健康上の不安を有している労働者（申出を受けて実施）
 - ② 事業場で定める基準に該当する労働者

2 運行管理者の役割

- (1) 運行管理者は、酒気帯びの状態にある乗務員を事業用自動車に乗務させてはなりません。
- (2) 運行管理者は、乗務員の健康状態を常に把握し、健康な状態で乗務できるように、健康診断等を通じて管理、監督する義務があります。また、診断の結果、要注意者に対しては、自主的な管理に努めさせるほか、適宜、医師の診断を受けさせるよう適切に指導を行う必要があります。そのためには、衛生管理者、産業医等と密に連絡体制を築いておかなければなりません。
- (3) 運行管理者は、乗務前点呼に際し、酒気帯び、疾病、過労及び睡眠不足等の有無について、対面で本人の申告を受けるだけでなく、運行管理者自らが確認を行わなければなりません。特に、酒気帯びの確認については、目視等のほか、アルコール検知器を用いて酒気帯びの有無の確認をしなければなりません。

3 その他の理由とは

覚せい剤等の薬物の服用、異常な感情の高ぶり、睡眠不足等をいいます。

安全運転のために

●睡眠



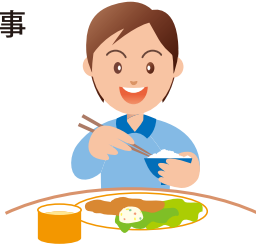
一定の時間に床につき、睡眠は最低7時間～8時間とる。

●運動



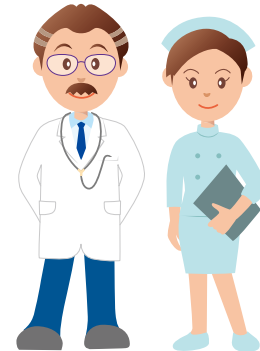
ふだんから、できるだけ体を動かすようにする。ただし、過度な運動は疲労の原因となるのでしない。

●食事



バランスの良い食事をできるだけ規則正しくとり、深酒や夜ふかしをしない。

●定期健診



定期健康診断を必ず受け、疾病等の早期発見に努める。

国土交通省では、運転者の健康状態を良好に維持することを目的とした「事業用自動車の運転者の健康管理に係るマニュアル（冊子）」を作成・公表しています。事業者は、内容をよく把握した上で、運行管理者及び運転者に周知徹底してください。マニュアルには、「運行管理者の手元利用版」と「運転者の手元利用版」があります。

【<http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03analysis/press20100706.html>】からダウンロードできます。

また、全日本トラック協会でも「トラックドライバーの健康管理マニュアル（パンフレット）」を作成しています。

【http://www.jta.or.jp/rodotaisaku/kenko_kanri/kenko_kanri.html】からダウンロードできます。

根拠規程

- 貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条（過労運転の防止）第6項
- 国自総第510号「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」第3条第5項
- 労働安全衛生法第66条（健康診断）第1項、第4項、第5項
- 労働安全衛生法第66条の8（面接指導等）及び第66条の9
- 労働安全衛生規則第44条（定期健康診断）
- 労働安全衛生規則第45条（特定業務従事者の健康診断）
- 貨物自動車運送事業輸送安全規則第20条（運行管理者の業務）第1項第4号

4 交替運転者の配置

ポイント

1. 運転者が長距離運転又は夜間の運転に従事する場合に、疲労等により安全な運転を継続することができないおそれがあるときは、あらかじめ、交替の運転者を添乗させるか、交替箇所を定めて待機させておかなければならない。

解説

1 交替運転者

「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準（平成13年国土交通省告示第1365号）」等を超えて引き続き運行する場合は、交替運転者の配置が必要になります。

具体的には、次のような場合が該当します。

- (1) 拘束時間が16時間を超える場合。
- (2) 運転時間が2日を平均して1日当たり9時間を超える場合。
- (3) 連続運転時間が4時間を超える場合。

2 交替運転者の配置とは

交替運転者をあらかじめ添乗させる（1台の自動車に2人以上乗務させる）、又は交替箇所に予め待機させることをいいます。

交替運転者を
あらかじめ
添乗させる



交替箇所に
あらかじめ
待機させる



交替運転者の配置

根拠規程

- 貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条（過労運転の防止）第6項
- 貨物自動車運送事業輸送安全規則第20条（運行管理者の業務）第1項第5号
- 国自総第510号「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」第3条第6項
- 国土交通省基準告示第1365号「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」
- 労働省告示第7号「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」

●交通事故にあわないために

交通安全ワンポイントアドバイス!



歩行者のみなさんへ

無理な横断はやめましょう

- 道路を横断するときは、少し遠回りでも信号機や横断歩道を利用しましょう。
- 近くに信号機や横断歩道が無いときは、道路の左右がよく見通せる場所を選んで渡りましょう。

奈良県の歩行中交通事故死者数 12 人
内、横断中 8 人

こんなに多い!

※平成23年10月末確定数



ドライバーのみなさんへ

シートベルトは全席着用

- 自動車に乗車すれば、運転席、助手席、後席の全ての座席で必ずシートベルトを着用しましょう。
- お子様には、体格(体重)に合ったチャイルドシートを使用しましょう。

後部座席のシートベルト着用率

	奈良県	全国
一般道路	33.3%	33.2%
高速道等	58.0%	63.5%

※平成23年10月調査

後席シートベルト非着用
高速道路等
違反点数 1点



なれた道ほど安全確認を しっかりしましょう

- 自宅周辺のいつも通り慣れた道ほど、油断が生じやすいので、安全確認は念入りにしましょう。
- 安全確認の基本は右と左、最後にもう一度右を確認しましょう。

奈良県の歩行中交通事故死者数 12 人

自宅からの距離別

1 km以内 2人
500m以内 4人
100m以内 2人

1 km以内の
身近な道路で発生

※平成23年10月末確定数



飲酒運転は絶対に 「しない・させない!」

- 飲酒運転には、運転者にも運転者以外にも厳しい罰則があります。
- ハンドルキーパー運動を広めて、みんなで飲酒運転を根絶しましょう。

奈良県下全人身事故件数(1当原付以上)

4517件に占める飲酒事故41件の
割合0.91%

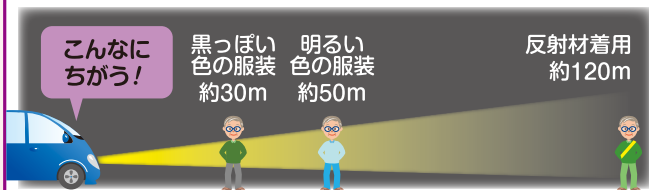
※平成23年9月末確定数



夜のお出かけは 明るい色の服装と反射材を 有効活用しましょう

- 外出時はできるだけ黒っぽい色の服装を避け、目立つ明るい色(白や黄)の服装を心がけ、反射材を有効利用しましょう。

夜間の車から歩行者が見える距離

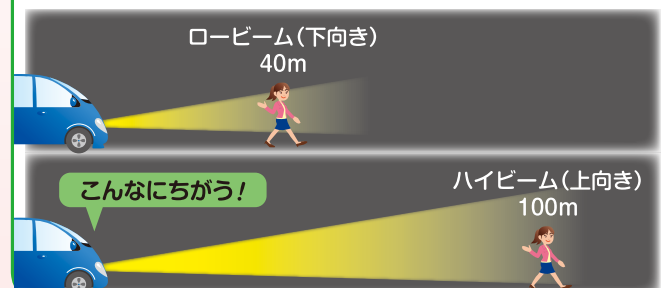


時速 50 km で走行中の自動車の停止距離は 32m(乾燥路面・普通自動車)
資料提供: 財団法人交通安全教育普及協会

夜間の運転は ハイビーム(上向き)走行を

- 対向車や、先行車両が無い場合は、出来る限り、ハイビーム(上向き)走行で、歩行者等の早期発見に努めましょう。

ヘッドライトの照射範囲



歩行者もドライバーもお互い交通ルールを守り、
ゆずりあいの心をもって交通安全に努めましょう。



トラック・バスなどの大型車をご使用の皆さんへ

車輪脱落・火災防止のために しっかり点検・整備しましょう。

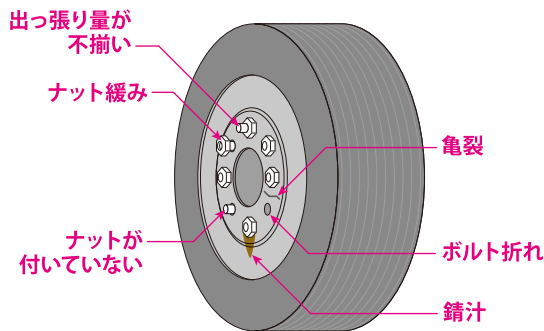
日常点検や定期点検をきちんと行っていますか？日頃こまやかな点検を行っていれば、車輪脱落・車両火災などのほか運転中のトラブルの多くは回避できます。毎日安心して運転するために、しっかり点検しましょう。

大型車のホイール・ボルト関係の点検内容

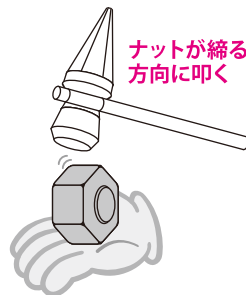
日常点検

1日1回、運行前に日常点検を実施することになっています。乗用車と比べて走行距離も多いことから、クルマの健康状態をしっかりチェックし、事故を未然に防止するためにも日常点検を行いましょ。

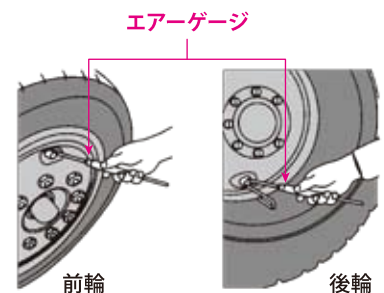
① 目視での点検



② 点検ハンマや小型ハンマを使用する点検



③ タイヤ空気圧の点検



定期点検

定期点検には3か月点検と12か月点検があります。事故を未然に防ぐためにもきちんと点検しましょう。

3か月定期点検時 日常点検に加え、トルクレンチなどを使用して、ホイール・ナットが緩んでいないか（規定の締付けトルクで締付けられているか）点検します。

12か月定期点検時 ディスクホイールの点検は、ホイールを外して行います。ホイール・ボルトやホイール・ナット及びハブなどの関連部品に異常がないかも点検します。

このような事故が起きています 大型自動車の車輪脱落事故

ボルトの折損を伴うタイヤの脱落事故は、平成11年1月以降、平成22年12月末までに341件発生しており、平成20年4月には、東名高速自動車道でボルト折損により脱落したタイヤが対向してきたバスに衝突し、バスの運転者が死亡した事故が発生しています。車輪脱落事故は、ナットが緩む、ボルトが折れる等、車輪脱落までには必ず予兆があります。日常点検や定期点検をしっかり行ってください。また、タイヤ交換時などの不適切な締付け（強すぎ、弱すぎ）や、誤ったボルト・ナットの使用（アルミホイール用、スチールホイール用の誤用）は、車輪脱落の原因となります。



運送事業者・整備管理者の皆様へ

運送事業者は、選任している整備管理者について、選任後、管理・能力の維持向上を図るとともに適切な点検・整備を実施するため、**研修（整備管理者選任後研修）を受けさせなければなりません。**（貨物自動車運送事業輸送安全規則第15条）
地方運輸局長から研修を行う旨の通知を受けたときは、忘れずに受講してください。

平成21年10月から 監査方針・行政処分基準が強化されました

監査方針改正のポイント

巡回監査及び呼出監査の端緒に追加

- ① ホイール・ボルトの折損による車輪脱落事故を引き起こした事業者
- ② 整備不良に起因する死傷事故を引き起こした事業者

強化された行政処分基準

① 日常点検の未実施

〈初違反〉：警告～5日 × 違反台数
〈再違反〉：5日～15日 × 違反台数

② 定期点検整備の未実施

〈初違反〉：警告～10日 × 違反台数
〈再違反〉：5日～30日 × 違反台数



● 知って得する情報

「標準引越運送約款」のPoint!

スムーズなお引越のために

Point
1

約款について…

- この約款は、一般家庭の引越でトラックを貸し切っておこなう引越に適用されます。

【第1条1】

* 事務所の移転や、積合せの少量の引越については、原則として適用されません。



約款をお客様に提示する

Point
2

見積りは無料です



- 見積りは無料。(ただし事前のお客様の了解を得た場合には、下見に要した費用を頂くことがあります) 【第3条4】
- 見積りの際に、内金、手付金などは支払う必要ありません。 【第3条5】
- 荷物を受け取るときに見積書に記載された方法で運賃等をお支払いいただきます。 【第19条1】

Point
3

現金や貴重品などはお引き受けできない場合があります

- お客様で運んでいただきたいもの。【第4条2一】

● 現金 ● 有価証券 ● 宝石貴金属
● 預金通帳 ● キャッシュカード ● 印鑑
など、お客様が携帯することができる貴重品



- お引き受けできない場合があります。【第4条2一～三】

● 火薬 ● 危険品 ● ペット ● 不潔なもの ● ピアノ
● 美術品 ● 骨董品 など

Point
4

引受できないものや、こわれやすい物は事前に申告してください 【第8条】

ポイント③のものや、パソコンなどの電子機器、変質もしくは腐敗しやすいもの等、運送上の特段の注意が必要なものについては、事前に申告をお願いします。



必ずデータのバックアップをお願いします。

Point
5

荷造りや作業について

- 見積書の作成の際は、お客様と引越事業者で作業内容、作業分担を確認します。

【第3条2八】

- 事業者が荷造りする場合、お客様が費用を負担します。

【第7条3】

荷造り梱包を当社でやらせていただく場合は有料になります。



パソコンなどの配線の取りはずしは、お客様にお願いします。

Point
6

解約・延期手数料は…

- 解約・延期手数料は引越荷物の受取日の前日で運賃の10%以内、当日で20%以内です。すでに実施・着手した附带サービスに要した費用(見積書に明記したもの)はいただきます。 【第21条】

引越荷物の受取日の

前日のご連絡	当日のご連絡
見積書に記載した運賃の 10%以内	見積書に記載した運賃の 20%以内

【第21条2一、二】

Point
7

引越の最後に確認!

- 部屋やトラックなどに荷物が残っていないか、壁や床にキズがないか運送事業者と確認しましょう。

* 以前からあるキズは確認しておく

Point
8

破損や紛失については3ヶ月以内にお知らせください

- 事業者の責任は荷物のお引き渡しが終わってから3ヶ月以内にご連絡がない場合、消滅します。 【第25条1】



全日本トラック協会 <http://www.jta.or.jp>

適正化事業・指導項目別調査結果

集計期間：平成23年4月～平成23年12月

(巡回計画数：166事業所 巡回実施数：113事業所)

(社)奈良県トラック協会

区分	重点	指導事項(☆印は霊柩事業者は除外する)	指導件数	(否)件数	指導件数ワースト10
I. 事業計画等	○	(1) 主たる事務所及び営業所の名称、位置に変更はないか。	113	5	
		(2) 営業所に配置する事業用自動車の種別及び数に変更はないか。	113	5	
	○	(3) 自動車車庫の位置及び収容能力に変更はないか。	113	6	
		(4) 乗務員の休憩・睡眠施設の位置、収容能力は適正か。	113	5	
		(5) 乗務員の休憩・睡眠施設の保守、管理は適正か。	113	5	
		(6) 届出事項に変更はないか。(役員・社員、特定貨物に係る荷主の名称変更等)	92	2	
	○	(7) 自家用貨物自動車の違法な営業類似行為(白トラの利用等)はないか。	113	0	
	○	(8) 名義貸し、事業の貸渡し等はないか。	113	1	
II. 帳票類の整備、報告等		(1) 事故記録が適正に記録され、保存されているか。	55	13	
		(2) 自動車事故報告書を提出しているか。	6	0	
		(3) 運転者台帳が適正に記入等され、保存されているか。	113	17	
		(4) 車両台帳が整備され、適正に記入等がされているか。	113	7	
		(5) 事業報告書及び事業実績報告書を提出しているか。(本社巡回に限る。)	82	50	④
III. 運行管理等		(1) 運行管理規程が定められているか。	113	14	
		(2) 運行管理者が選任され、届出されているか。	111	4	
		(3) 運行管理者に所定の研修を受けさせているか。	91	22	
		(4) 事業計画に従い、必要な員数の運転者を確保しているか。	113	3	
	◎	(5) 過労防止を配慮した勤務時間、乗務時間を定め、これを基に乗務割が作成され、休憩時間、睡眠のための時間が適正に管理されているか。	108	39	⑧
	◎	☆(6) 過積載による運送を行っていないか。	112	1	
	◎	(7) 点呼の実施及びその記録、保存は適正か。	112	66	②
	○	(8) 乗務等の記録(運転日報)の作成・保存は適正か。	112	53	③
	○	☆(9) 運行記録計による記録及びその保存・活用は適正か。	76	3	
	○	(10) 運行指示書の作成、指示、携行、保存は適正か。	16	11	
	◎	(11) 乗務員に対する輸送の安全確保に必要な指導監督を行っているか。	112	72	①
	○	(12) 特定の運転者に対して特別な指導を行っているか。	62	44	⑥
	○	(13) 特定の運転者に対して適性診断を受けさせているか。	71	38	⑩
IV. 車両管理等		(1) 整備管理規程が定められており、これに基づき、適正に整備管理業務がなされているか。	113	9	
		※(2) 整備管理者が選任され、届出されているか。	110	11	
		(3) 整備管理者に所定の研修を受けさせているか。	90	28	
		(4) 日常点検基準を作成し、これに基づき点検を適正に行っているか。	112	19	
	◎	(5) 定期点検基準を作成し、これに基づき、適正に点検・整備を行い、点検整備記録簿等が保存されているか。	112	43	⑦
V. 労基法等	○	(1) 就業規則が制定され、届出されているか。	72	18	
		(2) 36協定が締結され、届出されているか。	106	35	
		(3) 労働時間、休日労働について違法性はないか。(運転時間を除く)	112	9	
	○	(4) 所要の健康診断を実施し、その記録・保存が適正にされているか。	107	46	⑤
VI. 法定福利費	○	(1) 労災保険・雇用保険に加入しているか。	107	26	
	○	(2) 健康保険・厚生年金保険に加入しているか。	107	39	⑧

※印は、保有車両に乗車定員11人以上のバス型霊柩車がある霊柩事業者の場合、1両でも整備管理者の選任が必要である(道路運送車両法第50条)。

グリーン経営 <small>(交通エコロジー・モビリティ財団が認定する “環境保全”に配慮した企業経営)</small>	認定取得事業者	36事業所
安全性優良事業所 <small>(社全日本トラック協会が認定する “安全性”の高い事業所)</small>	認定事業所	128事業所
ISO9001 <small>(国際標準化機構(ISO)が制定した、“品質を保証”し “顧客満足”を目指すシステム)</small>	認定取得事業者	33事業者
ISO14001 <small>(国際標準化機構(ISO)が制定した、企業活動が “環境に与える影響”を最小限までに改善していくシステム)</small>	認定取得事業者	6事業者

(社)奈良県トラック協会は、社会のニーズと信頼に応えていきます

「グリーン経営」認定取得事業所

- 株式会社愛和(本社営業所)
- 新商運株式会社(本社営業所)
- 乾重量株式会社(本社営業所)
- 今西物流株式会社(田原本営業所)
- 株式会社いわれ(本社営業所)
- 株式会社エスライン奈良
- 和物流株式会社(本社営業所)
- 川端運輸株式会社
- 株式会社川本カーゴ
- 関西低温株式会社(本社)
- 関西低温流通株式会社(本社)
- 株式会社KS LINE
- ジェイ・ネット株式会社
- 塚本運送株式会社(本社営業所)
- 株式会社辻本運送
- 株式会社都通(本社営業所)
- 有限会社奈良サービス(本社営業所)
- 奈良三笠運輸株式会社(名阪営業所)
- 奈良郵便輸送株式会社(奈良営業所)
- 奈良郵便輸送株式会社(中和営業所)
- 株式会社日硝ハイウエー(奈良営業所)
- 日本通運株式会社(奈良警送支店)
- ハウス物流サービス株式会社(関西配車センター)
- 原口運輸商事株式会社
- 株式会社ハンナ
- 富士運輸株式会社(本社)
- 正亀運送株式会社(本社営業所)
- 株式会社マサミチ(本社営業所)
- 丸長運送株式会社(奈良営業所)
- ミュージックサービス株式会社(本社営業所)
- 名阪運輸株式会社(本社営業所)
- 森田運送株式会社
- 株式会社森本每乳舎
- 株式会社山口商事(本社営業所)
- 有限会社ヤマサン(本社営業所)
- 株式会社ヨシムラ

「安全性優良事業所」認定取得事業所

- 愛知ミタカ運輸株式会社(奈良営業所)
- 株式会社愛和(本社営業所)
- 秋田運輸株式会社(奈良営業所)
- 明日香運送株式会社(田原本営業所)
- 新商運株式会社(本社営業所)
- アトム運輸株式会社(奈良営業所)
- 株式会社荒木運輸(本社営業所)
- 池田運送店(本店営業所)
- 生駒電子物流有限会社(本社営業所)
- イヌイ急便株式会社(本社営業所)
- 乾重量株式会社(本社営業所)
- 今西物流株式会社(田原本営業所)
- 株式会社いわれ(本社営業所)
- 岡本運送株式会社(本社営業所)
- 尾上運送株式会社(本社営業所)
- 株式会社角井運送(本社営業所)
- 川端運輸株式会社(本社営業所)
- 株式会社川本カーゴ(本社営業所)
- 近畿福山通運株式会社(奈良営業所)
- 近畿福山通運株式会社(新庄営業所)
- 近物レックス株式会社(奈良支店)
- 株式会社KS LINE(本社営業所)
- 株式会社合通(奈良支店)
- 株式会社コダマサービス(大阪営業所)
- 株式会社サカイ引越センター(奈良支社)
- 佐川急便株式会社(御所店)
- 佐川急便株式会社(天理店)
- 佐川急便株式会社(奈良店)
- 佐川急便株式会社(大和高田店)
- 三和運輸株式会社(本社営業所)
- ジェイ・ネット株式会社(本社営業所)

- 芝野運輸倉庫株式会社(本社営業所)
- 西濃運輸株式会社(奈良支店)
- 株式会社西和物流(本社営業所)
- 奈良センコー物流株式会社(奈良営業所)
- 株式会社大紀(大淀営業所)
- 太豊陸業株式会社(本社営業所)
- 大和物流株式会社(奈良営業所)
- 武澤運送株式会社(本社営業所)
- 立石運送株式会社(本社営業所)
- タニハナ物流株式会社(本社営業所)
- 株式会社都祁運送(本店営業所)
- 株式会社辻本運送(物流センター営業所)
- 辻本運輸株式会社(本社営業部)
- 辻本運輸株式会社(本社営業所)
- 有限会社テンソー(本社営業所)
- トナミ運輸株式会社(奈良営業所)
- 奈良流通株式会社(本社営業所)
- 奈良原合同陸運株式会社(本社営業所)
- 有限会社奈良サービス(本社営業所)
- 奈良三笠運輸株式会社(名阪営業所)
- 奈良郵便輸送株式会社(奈良営業所)
- 奈良郵便輸送株式会社(中和営業所)
- ニシキ運輸株式会社(本社営業所)
- 株式会社日硝ハイウエー(奈良営業所)
- 日進運送株式会社(本社営業所)
- 日進高田運送株式会社(本社営業所)
- 日通奈良運輸株式会社(橿原営業所)
- 日本通運株式会社(奈良警送支店)
- 日本通運株式会社(橿原営業支店)
- 日本通運株式会社(奈良自動車営業課)
- 新口運送店(本店営業所)
- 日本梱包運輸株式会社(本社営業所)
- ハウス物流サービス株式会社(関西配車センター)
- 原口運輸商事株式会社(本社営業所)
- 阪神不動産株式会社(奈良営業所)
- 株式会社ハンナ(本社営業所)
- 福住運輸倉庫株式会社(本社営業所)
- 福住運輸倉庫株式会社(福住営業所)
- 富士運輸株式会社(本社営業所)
- 藤川運輸興業株式会社(本店営業所)
- 藤俊運輸株式会社(本社営業所)
- 株式会社平和商運(本社営業所)
- 間口陸運株式会社(奈良営業所)
- 誠運輸株式会社(本社営業所)
- 丸嶋運送株式会社(本社営業所)
- 丸長運送株式会社(奈良営業所)
- 丸八運輸株式会社(本社営業所)
- 株式会社マルヨシ運輸倉庫(本社営業所)
- マンナ運輸株式会社(奈良支店)
- 水間急配株式会社(奈良営業所)
- ミュージックサービス株式会社(本社営業所)
- 名阪運輸株式会社(本社営業所)
- 株式会社メンテナンス・コシバ(本社営業所)
- モミキ運送株式会社(本社営業所)
- 森田運送株式会社(本社営業所)
- 森本運輸株式会社(本社営業所)
- 株式会社森本每乳舎(本社営業所)
- 八木日進運送株式会社(本社営業所)
- 株式会社山口商事(本社営業所)
- やまと運輸株式会社(法隆寺営業所)
- やまと運輸株式会社(大和郡山営業所)
- ヤマト運輸株式会社(秋篠寺急便センター)
- ヤマト運輸株式会社(あすか野宅急便センター)
- ヤマト運輸株式会社(生駒宅急便センター)
- ヤマト運輸株式会社(いまごセンター)
- ヤマト運輸株式会社(柿本宅急便センター)
- ヤマト運輸株式会社(香芝鎌田センター)
- ヤマト運輸株式会社(橿原今井センター)
- ヤマト運輸株式会社(橿原うねび宅急便センター)
- ヤマト運輸株式会社(橿原耳成山宅急便センター)
- ヤマト運輸株式会社(広陵宅急便センター)

- ヤマト運輸株式会社(御所センター)
- ヤマト運輸株式会社(桜井宅急便センター)
- ヤマト運輸株式会社(佐保台西センター)
- ヤマト運輸株式会社(帝塚山センター)
- ヤマト運輸株式会社(十津川宅急便センター)
- ヤマト運輸株式会社(奈良五條支店)
- ヤマト運輸株式会社(奈良みなみ宅急便センター)
- ヤマト運輸株式会社(二上山宅急便センター)
- ヤマト運輸株式会社(はいばらセンター)
- ヤマト運輸株式会社(はりセンター)
- ヤマト運輸株式会社(へぐりセンター)
- ヤマト運輸株式会社(法隆寺支店)
- ヤマト運輸株式会社(薬師寺宅急便センター)
- ヤマト運輸株式会社(大和郡山支店)
- ヤマト運輸株式会社(やまのべ宅急便センター)
- ヤマト運輸株式会社(吉野大淀宅急便センター)
- ヤマトマルチチャーター株式会社(大和郡山営業所)
- やまのべ急送株式会社(本社営業所)
- 優共運輸株式会社(本社営業所)
- 郵便事業株式会社(五條支店)
- 郵便事業株式会社(奈良支店)
- 郵便事業株式会社(大和郡山支店)
- 郵便事業株式会社(大和高田支店)
- 吉川運輸株式会社(本社営業所)
- 株式会社吉田運輸(本社営業所)
- 株式会社讀宣運輸(奈良営業所)

「ISO9001」認定取得事業者

- 株式会社愛和
- 明日香運送株式会社
- 池田運送店
- 株式会社いわれ
- 有限会社ヴィクトリーエキスプレス
- 株式会社川本カーゴ
- 株式会社KS LINE
- 佐川急便株式会社
- 新日本輸送株式会社
- 大和陸運株式会社
- 株式会社辻本運送
- 辻本運輸株式会社
- 有限会社テーユーカー
- 奈良低温株式会社
- 奈良三笠運輸株式会社
- ニシキ運輸株式会社
- 日本通運株式会社
- ハウス物流サービス株式会社
- 原口運輸商事株式会社
- 阪神不動産株式会社
- 株式会社ハンナ
- 富士運輸株式会社
- 藤俊運輸株式会社
- 株式会社平和商運
- 誠運輸株式会社
- 丸嶋運送株式会社
- 丸太運輸株式会社
- 丸長運送株式会社
- 株式会社マルヨシ運輸倉庫
- 株式会社モリタトランスポート
- 株式会社森本每乳舎
- 大和運送株式会社
- 吉川運輸株式会社

「ISO14001」認定取得事業者

- 大和物流株式会社
- 辻本運輸株式会社
- 奈良流通株式会社
- 日進高田運送株式会社
- ハウス物流サービス株式会社
- 吉川運輸株式会社